

# 死亡牛のBSE検査対象月齢が変更されます

- 平成27年4月1日から、  
「牛海綿状脳症(BSE)に関する特定家畜防疫指針」が改正されます。

変更前(現行)

検査対象月齢  
**24ヶ月齢  
以上**



変更後

検査対象月齢  
**48ヶ月齢  
以上**

月齢	死亡月日	
	3/31まで	4/1以降
48ヶ月齢～	対象	対象
24～48ヶ月齢未満	対象	対象外
～24ヶ月齢未満	対象外	対象外

## 改正の理由

- ・飼料規制等の対策開始(平成13年10月)から10年以上が経過
- ・飼料規制開始直後に生まれた牛を最後に国内での発生例はなし
- ・平成25年、国際獣疫事務局(OIE)から「無視できるBSEリスク」の国に認定
- ・平成25年7月、と畜場における検査対象月齢が48ヶ月齢超に引き上げ

詳しくは、お近くの家畜保健衛生所、畜産振興部へ  
お問い合わせください



大河原家畜保健衛生所

電話:0224-53-3538

仙台家畜保健衛生所

電話:022-257-0921

北部家畜保健衛生所

電話:0229-91-0730

東部家畜保健衛生所

電話:0220-22-2395

北部地方振興事務所栗原地域事務所畜産振興部

電話:0228-22-2487

東部地方振興事務所畜産振興部

電話:0225-95-1438